

令和4年度地域と市長のまちづくり懇談会 富士見校区

開催年度回次	令和4年度第3回	開催月日	5月22日	開催校区	富士見校区	開催場所	富士見校区市民館
議 題				市の回答			
<p>1. 防災について</p> <p>(1) いつ起こるかわからない南海トラフ地震等に向けて、(防火クラブがない地域や自治会に入っていない人など) 防災にかかわることができない女性・子供を心配しています。</p> <p>平成30年に、「防災に女性の参加と目線を取り入れる検討会」を市が開催し、私も代表として参加しました。市職員と女性関係団体17名で、女性目線の防災について話し合いましたが、この検討会は今どうなっているのでしょうか。</p> <p>(2) 富士見校区には、マンホールトイレがありますが、(屋上プールの水が利用できないなどの理由で) それを使用できない場合は、市としてどれくらい災害用のトイレを用意されているのか、またどこから運搬されるのでしょうか。</p>				<p>(1) <b>防災危機管理課</b></p> <p>「防災に女性の参加と目線を取り入れる検討会」は、令和3年3月に「女性目線を取り入れた防災対策が急務」であることとし報告いたしました。</p> <p>その成果として昨年度は、職員の緊急参集時における子どもの一時預け場所を市役所本庁舎に設けました。</p> <p>また、今年の2月に岩田校区で実施した防災訓練では、女性目線で考えた避難所開設マニュアルをもとに訓練を実施しました。</p> <p>今後も、計画策定や防災訓練を実施する際には、女性ならではの視点を活かした取り組みを進めてまいります。</p> <p>(2) <b>防災危機管理課</b></p> <p>災害用の簡易トイレは、市が設置した防災備蓄倉庫に約900基備えております。必要に応じて避難所へ配置します。</p> <p>マンホールトイレやご自宅のトイレが断水した場合でも、ゴミ袋や消臭剤、水分の吸収剤を備えておくことで、災害用の簡易トイレと同様に使用していただくことができます。</p>			

開催年度回次	令和4年度第3回	開催月日	5月22日	開催校区	富士見校区	開催場所	富士見校区市民館
議 題				市の回答			
<p>2. ごみステーション設置について</p> <p>(1) 富士見校区では、ごみステーションが歩道・道路の端等にあり、歩行者・車の通行の妨げになっております。また、車から直接投棄する者もあり、見栄えが悪い時もあります。そこで、公園の片隅にごみステーションを設置できないでしょうか。</p> <p>(2) 現在、旧トヨタ社宅の一部跡地が宅地になる予定があるため、ごみステーションの設置の指導ができないでしょうか。</p> <p>また、これから宅地開発等がある場合、ごみステーション等の設置の指導ができないでしょうか。</p>				<p>(1) <b>収集業務課</b></p> <p>ごみステーションは、都市公園法に規定される「都市公園に設置できる公園施設以外の工作物その他の物件又は施設」に該当しないことから、公園内への設置は難しいと考えております。</p> <p>しかしながら、ご質問のように、通行の妨げになったり、見栄えが悪く衛生上も問題であって、地域の皆さまがお困りである事情はよく分かります。</p> <p>私どもとしましては、現地の状況をよく確認したうえで、ごみ出しマナー・ルールの順守を啓発していくことと合わせ、公園管理担当、道路管理担当と連携して、個別のごみステーションごとに最適な解決方法を、地域の皆さまにご提案してまいります。</p> <p>また他の自治体と情報共有を図りながら、国に対しごみステーションの公園設置に向けて規制緩和の働きかけを行ってまいります。</p> <p>(2) <b>収集業務課</b></p> <p>宅地開発では、道路や公園などと同様に、ごみステーションも市民生活に必要不可欠なものとして整備されます。</p> <p>開発業者から許可申請がされると、「豊橋市廃棄物及び再利用対象物保管場所設置指導要綱」に基づいて開発戸数に応じたごみステーションの設置及びその面積や形状について指導しております。</p> <p>なお、設置にあたっては、収集作業に支障のない場所とし、施設管理者、地元自治会と協議するようお願いしております。</p> <p>ご質問の宅地開発につきましても、計画が進んでいることは承知しておりますので、許可申請が出されましたら、要綱に基づき適切にごみステーションの設置を指導してまいります。</p>			